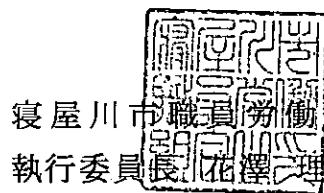


寝市職労第13号
2021年5月11日

寝屋川市長
廣瀬 慶輔 様



2021年夏季重点要求書

市職労は5月12日、第4回中央委員会を開催し、2021年夏季闘争にあたり下記の項目を決定しました。交渉にあたり、誠意ある回答を強く求めます。

1. 賃金労働条件については、労使合意で解決をはかり、一方的に実施しないこと。
2. 定員適正化計画にこだわらず、人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において必要な採用を行うこと。
また、育児休暇取得者を定員数から外し、その代替職員として正規職員を配置すること。
3. コロナ対策室と応援職員を派遣している各部の業務遂行の実情を把握、課題を抽出し、支障があれば必要な手立てを講じること
4. ワクチン接種に関して、医療従事者と合わせて、学童保育と保育所職員を先行して接種することが明らかにされています。今後の職員のワクチン接種に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、接種にあたっては、特別休暇の制度化など必要な条件整備を行うこと。
5. 夏季一時金について、職員の生活改善を図る観点から、条例分を上回る額を6月30日までに支給すること。また再任用職員の一時金を正職員と同月数にすること。
6. 期末・勤勉手当は期末手当に統一し、全職員に一律10%加算すること。
7. 賃金の低い青年層に配慮した給付制度を創設すること。
8. 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。
9. 夏期休暇について7日間とし、完全取得できるよう対策を講じること。
10. 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給休暇の取得促進などのとりくみを行うこと。



11. 新たな管理監督職について、管理職養成課程とは別に、3級に上がる制度をつくること。
12. ねやがわ流フレックスタイム制(1か月単位の変形労働時間制)については、職場実態に応じた無理のない運用を行うこと。また希望しない残業については超過勤務として認め、手当を支給すること。
13. 人事評価制度について、係長職を評価者からはずすこと。任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること
14. メンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。
15. 安全衛生委員会の活性化をすすめ、実効ある審議を行うために必要な資料提供を行うこと。
16. 心の健康子宮がん、乳がん検診など希望者全員を対象に、定期健診の場で受診できるようにすること。
17. 子の看護休暇について、小学校卒業までに引き上げること。
18. 職員確保の観点からも任期付短時間職員の賃金を大幅にひきあげるとともに、経年加算を拡充すること。
19. 学童保育職場においては、業務実態に応じてフルタイム勤務を適用すること。
20. 会計年度任用職員は業務実態に応じて、フルタイム勤務を適用すること。また均等待遇の観点から処遇改善を行うこと。